

信託課税における所得計算ルールの 課題と理論的検討

喜 多 綾 子*

目 次

はじめに

- 一．信託財産から生ずる所得計算と課税
 - 1．信託収益の所得計算
 - 2．質的分割信託における問題
 - 二．信託受益権の取得価額
 - 1．信託受益権の取得価額 分割されていない場合
 - 2．信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の取得価額
 - 三．みなし譲渡所得
 - 1．みなし譲渡所得の取扱い
 - 2．譲渡所得課税における適正な対価
 - 四．信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の課税問題
 - 1．信託契約時の課税関係
 - 2．元本受益権を譲渡した場合の課税関係
 - 3．信託期間中の課税関係
 - 4．信託期間終了時の課税関係
 - 五．信託の所得計算規定の再構築
 - 1．質的に異なる受益権に分割されている場合の問題
 - 2．所得計算規定の再構築
- おわりに

はじめに

平成18年12月16日に信託法が改正され、これを受けて、新たな類型の信託の多様な利用に対応するために信託税制が改正された¹⁾。

* きた・あやこ 税理士・立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

また、これにより信託における会計処理においても、多様な利用形態の信託に対応する会計処理が必要になってきたのである。そこで、企業会計基準委員会は、基本的な会計処理を整理するとともに、新たな類型の信託等について必要な会計処理を明らかにするために、信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)を公表した²⁾。

このような信託を取り巻く状況の中において、信託税制の影響は膨大であり、研究すべき問題が山積していると考えられるが、本稿においては、特に信託の所得計算規定について検討を行うものである。信託課税における信託の所得計算規定は所得税法等においてほとんど存しないことから、信託の所得計算についてはその取扱いが明確であるとはいえない状況にある。

信託に関する所得計算は、受託者において行われる信託財産の運用により生ずる収益及び費用により計算される所得計算と、信託受益権を売買等することにより信託受益権が移転する場合に生ずる所得計算の二つに分類することができる。

受託者において行われる信託財産から生ずる収益の所得計算は、パス・スルーにより受益者の収益及び費用として所得計算される場合と、受託者において法人課税信託として所得計算される場合の二通りである³⁾。信託財産から生ずる収益の所得計算については、信託受益権が収益受益権と元本受益権に分割されている場合等、さらには質的に異なる受益権に分割されている場合に、収益及び費用に関して、どの受益者に帰属するのかが明らかではない。このような複数の受益者に対する収益及び費用の帰属の問題については、所得税法において、受益者がその有する権利の内容に応じて帰属するとされているが(所法令52条)、権利の内容に応じる帰属とはいかなるものであるかが不明瞭であり、所得税基本通達に示されている通達の例示(所通13-4)では解決することができない⁴⁾。

受益者等課税信託における受益者等への課税は、「第十三条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託

財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する（ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない）と規定している。所得税法13条4項は、「4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」と規定している。

受益者の課税関係は、信託に係る資産・負債及び収益及び費用は受益者に帰属するものとみなして行われることになる旨、規定している。この規定のもとで、優先劣後のように質的に異なる受益権を有する信託（質的分割信託）についても、受益者等課税信託である場合には、同様の処理が求められることになる。所得税法施行令52条4項は「法第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。」と規定している。

しかしながら、一般的に、質的分割信託においては、信託に係る資産・負債及び収益・費用の各受益者への帰属を、全ての受益権が同質で量的に分割された信託（量的分割信託）のようにそれぞれを受益権の単位数で分割して帰属させるといったような形で単純に導くことができない。つまり、受益権相互間の具体的な関係が信託期間を通じて流動的であること等から、信託に係る資産・負債等につき信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させること（減価償却費の帰属のさせ方等に影響）が極めて困難であ

る。

質的分割信託の課税については、一定のルールが求められることになる。

さらに、所得税法13条4項を受けた所得税法施行令は、受益者が二以上ある場合における課税関係については配慮をしているものの、1つの信託契約において、現に利益を得ている受益者が存する場合と現に利益を得ていない受益者が存する場合の信託（混合信託）の課税関係については必ずしも明らかではない。

また、信託受益権については従来から自由に売買することができるが、一般的には、投資信託等の集合信託の信託受益権の売買がされており、個別信託の信託受益権の売買はあまりなされていないのが現状であるが、今後、個別信託の信託受益権の売買も盛んに行われるものと考えられる。

個別信託の信託受益権の売買については、信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の譲渡所得に対する課税関係については、不明瞭な点も多く、実務的にも課税関係が障害となり利用しにくい状況にある。

そこで、本稿においては、信託収益から生ずる収益について、質的に異なる受益権に分割されている場合に、信託財産に対して保険金を取得した場合にどの受益者の収益として計上すべきであるか、信託財産の減価償却費をどの受益者の必要経費として計上すべきであるか等、質的に異なる受益者に対する収益及び費用の帰属の問題について検討する。

そして、信託受益権の売買等を検討するが、ここでは信託受益権の取得価額及び信託受益権の評価額の検討が重要である。信託受益権の評価方法は財産評価基本通達において定められているが、信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合等、財産評価基本通達では対応できない場合が多数存在すると考えられる。本稿では、このような場合を想定し、検討していくものとする。

なお、受益者の収益及び費用として計算する場合において、個別信託と

集合信託があるが、集合信託は合同運用信託，投資信託，特定受益証券発行信託，退職年金等信託等，の多数の種類があり，研究すべき課題も数多く存在していると考えられるが，本稿においては個別信託の所得計算のみを扱うこととする。

また，法人課税信託については，その受託者がその法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに，それぞれ別の者とみなして法人税法の規定が適用されることになるが（法法4の6），本稿においては法人課税信託の検討は行わず，稿を改めることとする。

一．信託財産から生ずる所得計算と課税

個別信託は，所得税法13条において，信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし，信託財産に帰せられる収入及び支出については，受益者が特定している場合はその受益者（所法13 一），信託の変更権限を有し，信託財産の給付を受けることとされているものは受益者とみなし（所法13 二），信託財産を有するものとみなしてこの法律を適用するとしている⁵⁾。この規定により，信託財産が受託者に所有され，運用されているにもかかわらず，受託者には課税されず，受益者の収益として所得税が課税される⁶⁾。

受益者が特定・現存している場合は，信託財産に属する収入，支出については，受益者が信託財産を有するものとみなして，課税することとされていたが，受益者課税の原則は，今回の改正においても維持された（所法13，法法12）⁷⁾。

受益者課税の基本的な考え方は，信託の利益はすべて受益者に帰属するものであるという信託法の基本的な考え方を基礎としており，立法当初の説明では，信託の利益は受益者に帰属するものであり，その経済的実質に応じて課税することができること，信託財産は受託者の所有となるから，受託者の段階で課税し，さらに受託者から受益者への分配の段階

で課税することとすれば、同一の所得について2回課税することになること、受益者が有するのは受益権であり、信託財産ではないと整理すると、「受益者が直接信託財産を有する場合との権衡を欠くことになることの3点から説明されている⁸⁾。

所得計算は、その所得の分類に応じて、所得計算を行う。この場合には、所得税法13条1項の規定により、この所得が受益者に分配されていないとしても、受託者において発生していれば、受益者の収入金額となる。この規定により、留保されている所得に対しても、課税されることになり、留保することによる租税回避が防止されることになる。この規定は法人税法12条においても同様である。

1. 信託収益の所得計算

(1) 所得の分類

所得税は、その所得の種類により、利子所得(所法23)、配当所得(所法24)、不動産所得(所法26)、事業所得(所法27)、給与所得(所法28)、退職所得(所法30)、山林所得(所法32)、譲渡所得(所法33)、一時所得(所法34)、雑所得(所法35)に分類されるが、受託者が運用することを想定すると、雇用関係がある場合に発生する給与所得と退職所得は生じえないと考えられる。

利子所得は、受託者において、信託財産を公社債及び預貯金並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託で運用する場合に、受託者が收受する収益の分配がある場合に、その収入の額が受益者において利子所得となる⁹⁾。

配当所得は、受託者において、信託財産の運用として株式等を取得している場合にその法人から受ける剰余金の配当、分配及び利益の配当、法人課税信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券を取得している場合にその法人課税信託、投資信託及び特定受益証券発行信託から受ける収益の分配、基金利息(保険55条)が受益者において配当所得とな

る¹⁰⁾。

不動産所得とは、受託者において信託財産の運用として、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け及び地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることにより収益が発生する場合に受益者において不動産所得となる（所法 26）¹¹⁾。個別信託において、一般的に利用されているのは土地信託である¹²⁾。

土地信託とは、委託者が受託者に土地を信託し、受託者はその土地の有効活用するために、企画立案、建築資金の調達、建物建設の管理・運営等を行い、利益を受益者に分配する信託である¹³⁾。

事業所得とは、受託者において信託財産により事業を行う場合に事業所得になると考えられる。例えば、個人事業者である委託者が受託者にその委託者が行っている事業を信託した場合に、その事業から生ずる所得は、筆者は事業所得であると考えますが、立法解説者によると、受益者との関係が希薄であるため、雑所得と考えられるとされている¹⁴⁾。このような見解は、所得税法13条からは導きだされないと解される。

所得の分類については、受託者がどのような運用を行っているかにより判断され、その所得計算の方法はそれぞれの規定により所得計算する。所得の分類を判断するうえにおいて、判断すべき基準は、受託者が行っている運用方法の内容のみであり、受託者が事業を行っていれば、事業所得となるのではないだろうか。

なぜなら、所得税法13条の解釈からすると、信託財産を有するものとみなし、信託財産に帰せられる収入及び支出については、この法律を適用することとしていることから、受託者が行う事業は受益者が行っているものとみなされ、受託者と受益者の関係は、所得税法13条は何ら要求していないからである。

山林所得とは、受託者において、信託財産が山林の場合にその山林の伐採又は譲渡により生ずる所得をいう。

譲渡所得とは、受託者において、譲渡所得の起因となる信託財産を譲渡

した場合に生ずる所得である。所得税法においては、譲渡所得の規定とみなし譲渡所得の規定がある。みなし譲渡所得の規定は平成19年度の改正により新設された規定である。譲渡所得及びみなし譲渡所得の所得計算については、第三章において詳細に検討を行う。

(2) 信託財産及び負債を有するものとみなす場合の所得計算の原則

受託者における所得計算

信託財産の管理運用をする受託者は、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理する分別管理義務が課されている(信託法34)。

受託者は信託財産や債務の状況を明らかにするために帳簿等を作成し、1年に1回決算を行い貸借対照表及び損益計算書を作成し、受益者に報告しなければならない(信託法37)¹⁵⁾。

受託者は、信託の受託につき会計処理を行う受託者会計により、個々の信託契約に基づいて会計処理を行う。この受託者会計は、基本的に信託内部の会計であり、信託計算規則¹⁶⁾に基づいて、信託帳簿等を作成し、受益者に開示している。受託者は、受託者会計による信託帳簿等に加えて、委託者及び受益者がそれぞれの会計処理を行うために必要な追加資料を提供する。追加資料については、個別の信託契約において別途詳細が取り決められている¹⁷⁾。このような受託者の報告により、受益者は信託財産から生ずる収益及び費用を認識できるのである。

受託者会計の問題としては、受益者の決算日(会社の決算日)と受託者が行う信託決算日(信託事務年度)とが異なっている場合の減価償却費の計算や未収収益等の計上の問題がある。信託計算規則においては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならないと規定されており、償却費については、信託事務年度の末日において償却しなければならないとされているが、決算日や未収収益等については何ら規定されていない。

営業信託の受託者である信託銀行等は、信託決算日が証券取引所上場会社の9割以上が3月決算であることから、3月に集中することになる。多

くの信託を受託する信託会社等は、個別信託のすべてについて、受益者の希望する異なる会計処理に対応することが事実上困難である。受益者の希望する会計処理ごとに、コンピュータプログラムを変更し、多大なコストをかければ、管理コストの増加や信託報酬の値上げということになり、受益者にとってデメリットになる可能性がある。

個別信託については、伝統的な会計慣行では十分に対応できない状況であるにもかかわらず、どのような会計処理を採用すべきかが明確ではなく、受益者又は委託者と受託者が信託契約時に取り決めるほかはなく、個別信託についての会計処理のルールの確立が必要であろう¹⁸⁾。

受益者が個人の場合

受益者が個人の場合の収益の額は、受託者において、信託財産から生ずる収益の額でその年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額を含む）（所法 36 ）である。ただし、この収入すべき金額が利子所得及び配当所得の場合は、権利確定基準ではなく、受託者が実際に支払いを受けた時に収益が確定する（所法 36 ）。

すなわち、利子所得及び配当所得以外は受託者がその年において実際に收受した金額ではなく、収入すべき金額であり、この収益の額は、受益者に分配されていない場合でも、受託者の段階で収益の額が発生すれば、受益者の収益の額とみなされる。

必要経費の額は、受託者における信託財産の運用が不動産所得、事業所得、雑所得に該当する場合は、総収入金額に係る売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額及びその年における販売費一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く）とする（所法 37 ）。

また、受託者における信託財産の運用が山林に係る事業所得、山林所得、雑所得、の場合には、その山林の植林費、その取得に要した費用、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用とする（所法 37 ）。

受益者が法人の場合

受益者が法人の場合の収益の額の計上基準は、基本的に個人の場合と同様である。受託者において収受する信託財産に対する利子及び配当は、受託者が実際に支払いを受けた時に収益が確定し、益金の額に算入される。配当金については、一定のものは受取配当等の益金不算入の規定が適用できる(法法23)。利子及び配当以外の収益については、受託者において、権利確定基準により信託財産から生ずる資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものは益金の額に算入される(法法22)。

費用の額として損金算入できるものは、その事業年度の信託収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、販売費一般管理費その他の費用で償却費以外の費用で、その事業年度終了の日までに債務が確定しているものである(法法22)。償却費は償却費として損金経理した金額で償却限度額に達するまでの金額が損金算入することができる(法法31)。

(3) 損益通算等の禁止

所得税法には損益通算の規定がある(所法69)。個人が不動産、金銭、有価証券を信託し、その受益者を不動産については、子A、金銭については子B、有価証券については、子Cとする場合に、不動産の信託からは損失が生じている場合に、不動産の信託から生ずる損失は子B及び子Cの信託から生ずる収益と損益通算することができない。

たとえば、委託者である個人が不動産、金銭、有価証券を所有している場合には、不動産所得から損失が生ずる場合には、有価証券から生ずる配当所得と損益通算することが可能であるが、これを信託し、それぞれの信託財産の受益者を3人の子供に振り分けるならば、子Aは不動産所得のみの申告を行い、子Bは利子所得のため源泉徴収されることで課税関係が終了する源泉分離課税であり、子Cは配当所得のみの申告となることから、損益通算することができない。

このような課税関係は、委託者から受益者にみなし贈与により信託受益権が移転したことにより、それぞれの受益者が信託財産を有するものとみなされて所得税が課税されることによる。この場合は信託受益権が移転しているため、当然のことであるが、信託を利用する場合には、信託受益権が他の者に移転していなくても損益通算等の制限がある。

個人又は法人がその有する財産を信託した場合に、信託財産から生ずる損失がある場合には、その損失については、一定の金額は、個人の所得計算において損益通算することができず、法人においては、一定の金額が損金に算入することができない。

信託から生ずる損失について、平成19年度税制改正により、個人の受益者及びみなし受益者が不動産所得を有する場合には、信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託につき、その信託に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が信託から生ずる不動産所得に係る必要経費に算入すべき金額に満たない場合にはその満たない金額は生じなかったものとみなされるとされた（措法41の4の2）。

たとえば、個人がコインランドリーを経営し、不動産賃貸業を営み、配当所得がある場合に、不動産賃貸業が、減価償却費と修繕費が多大なために損失がでている場合には、事業所得、不動産所得、配当所得の損益通算ができる¹⁹⁾。

個人が経営するコインランドリーと不動産と有価証券を信託した場合には、コインランドリーからの信託収益は雑所得（事業所得）²⁰⁾、不動産からの信託収益は不動産所得、有価証券からの配当は配当所得として所得税が課税されるが、不動産賃貸業が、減価償却費と修繕費が多大なために損失がでている場合には、その損失は損益通算することができない（所法69）。同じ所得構成でありながら、信託から生じた所得に対しては、損益通算ができないのである。

この規定は、平成19年度改正により導入されたが、平成18年度より特定

組合員の不動産所得に係る損益通算の制限がされていたものに、信託を利用した不動産所得についても損益通算の制限を付け加える形で改正された。特定組合員の不動産所得に係る損益通算は、貸付の規模や業務への関与度合いに関係なくその損失と他の所得との損益通算が可能とされている不動産所得の特質を利用した節税を図る動きの顕在化に対応して、平成17年度税制改正において措置された。このような節税スキームは、信託を利用することにより行うことが可能であることは従来より指摘されていたが、信託法の改正により多岐にわたる規定の整備が行われ、信託の利用度は大幅に拡大することが考えられることから、課税の中立性・公平性を確保する観点から、信託から生じた不動産所得の損失についても民法組合と同様の措置が講じられた²¹⁾。

法人に対しては、法人が受益者及びみなし受益者（法人課税信託及び集団投資信託を除く）に該当する場合に、信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託の法人受益者等に帰せられる信託損失のうち、その法人受益者等の調整信託金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されない（措法67の12）。また、確定申告書を提出する法人が、損金に算入されなかった信託損失超過額を有する場合には、その事業年度の信託の利益に達するまでの金額は損金の額に算入される（措法67の12）。

たとえば、製造業を営んでいる法人が不動産賃貸業を行っている場合に、製造業から所得が発生し、不動産賃貸業からは損失が生じている場合には、法人税法ではその事業年度における全ての益金の額から全ての損金の額を控除して、各事業年度の所得に対する法人税が課税される（法法22）ことから、製造業の利益と不動産賃貸業の損失を相殺することになる。

ところが、不動産を信託財産として信託契約を行い、この信託から損失が生ずる場合には、信託から生ずる損失の金額は一定の金額しか損金算入することができないのである。個人の場合と同様に、所得構成が同じであるのに、信託を利用することにより法人税の負担が過大になる。

この規定は、新信託法の制定により、受益者は、受託者から費用等の償還を請求される範囲が信託財産に限定され、受益者は一般的に信託事務に従事しないことを踏まえると、受益者はその債務を弁済する責任が組合財産の額に限定され、組合事業への実質的関与度合いが低い組合員である特定組合員と同様であり、組合契約を利用した租税回避行為に類似した行為を信託を用いて行うことも可能であると考えられることから、信託による損失についても、組合損失に対する制限措置と同様の措置が導入された²²⁾。

2. 質的分割信託における問題

信託受益権が元本受益権、優先収益受益権、劣後収益受益権のように質的に異なる受益権に分割されている場合には、収入及び費用の計上についての問題が生じる²³⁾。

(1) 減価償却費の問題

委託者がその有する財産を信託した場合に、信託財産から生ずる信託収益の所得計算は、その信託財産に属する収益から費用を控除して計算されるが、信託受益権を優先収益受益権、劣後収益受益権、残余財産受益権に分割されている場合に、信託財産に属する収益及び費用を各受益者の権利の内容に応じて按分しなければならないが、この按分する基準が明らかになっていない。所得税基本通達 13 4 において、権利の内容に応ずることの例示として以下のように規定されているのみである。

13 4 令第52条第 4 項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》の規定の適用に当たって、受益者等課税信託の信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が 2 以上の受益者の有する権利の目的となっているときは、当該目的となっている部分については、当該各受益者が、各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用するこ

とに留意する。(平19課個211,課資31,課法95,課審426追加)

つまり,各受益者が住居,店舗,事務所のように独立した建物をそれぞれ信託財産として信託受益権を分割している場合には,それぞれの信託財産からの収益をそれぞれの信託収益とすると規定されているのである。

信託受益権の分割が通達の例示のような分割ではなく,優先収益受益権,劣後収益受益権,残余財産受益権に分割されている場合については,何ら規定されていない。優先収益受益権は優先的に信託収益が分配される受益権である。信託契約において,信託財産の運用により生じた収益は,まず優先収益受益者に分配が行われ,余剰分配資金があれば,劣後収益受益者に分配されることになる。信託財産が不動産であり,その不動産から受益者に収益が分配される場合,信託収益の所得計算は個人及び法人において,減価償却費,修繕費等の費用を控除して算出される。残余財産受益権,優先収益受益権及び劣後収益受益権のように質的に異なる受益権に分割されている場合には,減価償却費の計上は各受益者にどのように配分すべきなのであろうか。

信託受益権が分割されている場合の,減価償却費の配分の問題は,わが国のみならず,信託先進国である,アメリカにおいても重要な問題として位置づけられている。

アメリカでは,信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合には,各受益者に対する減価償却費を配分するルールが定められている。

アメリカでは,信託は通常の信託,投資信託,ビジネストラストの3つに区分されている。投資信託は課税上,信託として扱われる場合と事業体として扱われる場合がある。通常の信託は,信託において事業的行為が行われたとしても,事業体課税とはならない。受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合には,収益の帰属に応じて受益者が,信託か,グラントラストの適用がある場合にはグラントーに課税される。

信託は課税上,独立した課税実体となり,信託の総所得及び控除は,個

人と同様の方法により計算される。減価償却費は、受益者と信託との間で配賦される。有形固定資産については減価償却費、枯渇性資産については減耗償却、無形固定資産については実体減耗のない償却が認められている。

信託に属する資産の減価償却費、減耗償却費は収益受益者と信託の間で配分されることになる。収益受益者が計上できる範囲は、信託を規律する証書（規定がない場合には州法）において、信託が減価償却準備金を計上することが求められている場合には、その減価償却準備金の繰入額の範囲内で減価償却費が信託に配賦され、次に収益受益者に配賦される。信託において、減価償却準備金を計上しない場合または準備金繰入額を超える減価償却費がある場合には、収益受益者と信託との間で収益を基準に配賦される²⁴⁾。

以上のように、アメリカでは、質的に異なる受益権に分割されている場合の減価償却費の配分方法が規定されているのである²⁵⁾。わが国は信託への配賦は考慮する必要はないが、各受益者への減価償却費の配分が問題になる。信託財産に係る減価償却費であるから、元本受益権を所有している元本受益者の必要経費であるとも考えられるし、信託財産から発生する収益に対応する必要経費であるから、収益受益者の所得計算において計上すべきであるという考えも可能であり、元本受益者及び収益受益者の両方に配賦するという考え方もできる。

現行税制における、質的分割信託に分割された場合の課題は、収益受益権と元本受益権とを同一の者が所有することを前提に税制が規定されていることから、元本と収益とが分離されることによって、資産と結びつかない収益が発生することにあると考えられる。

減価償却費については、次のような場合を区分して考える必要がある。第1は、収益受益者に配分される収益は、減価償却費等を控除した後の収益とする場合である。この場合には、減価償却費相当額の収益については、元本受益者に帰属するものと考えることとなる。

第2は、減価償却費を信託段階では計上しない場合である。この場合に

は、信託収益すべてが収益受益者に帰属し、収益受益者が、減価償却費を計上することになる。

しかし、減価償却費の前提となる元本資産は、信託終了時には元本受益者に帰属することから、資産と収益の帰属との関係が問題になる。

さらに収益受益権が、優先収益受益権、劣後収益受益権に分割されている場合には、劣後収益受益権への減価償却費の配賦はどのように行うかという問題が生ずる。時の経過により減耗していく資産の償却費は每期定期的に行うべきものである。劣後収益受益権への収益の分配が不定期であれば、不定期な収益に対しての減価償却費の配賦はどのように行うかという問題である。

信託財産が賃貸不動産の場合に、収益受益者から減価償却費を控除するとすれば、収益受益者の所得は減価償却費計上分だけ少なくなり課税負担も減少し、元本受益者には減価償却費相当分控除後の信託財産が分配されることになる。

また、収益受益者が減価償却費を計上しない場合には、収益受益者の所得は減価償却費計上分だけ多くなり税負担も増加する。元本受益者には減価償却費が控除されていない信託財産が分配されるが、この分配に対して、信託設定時から分配されるまでの減価償却費相当額の合計額が必要経費として計上できるのかという問題もある²⁶⁾。

(2) 保険金及び損害賠償金の問題

信託財産が消滅し保険金を受け取った場合に、この保険金は元本受益者が収益受益者がいずれの収入になるのであろうか。

信託財産の消失であるから、元本受益者の収入と考える。あるいは、収益受益者が委託者以外の場合には、収益受益者となるためには、相当額の対価を支払って購入しているか、又は収益受益権を贈与されたことによる税金を負担しているのであるから、収益受益者の収入とするという考え方もあろう。

保険金の取扱いについては、受益者が個人か法人かにより、税負担が異

なってくる。受益者が個人の場合は、固定資産の消失による保険金であれば非課税所得となり、受益者が法人の場合には、固定資産の消失による保険金は、その保険金により代替資産を取得した場合には保険金の圧縮記帳制度が適用できる。受益者が個人であれば、保険金が非課税所得になり、代替資産を取得した場合の減価償却費は取得価額に対しての減価償却費となることから、課税上有利になる。

収益受益者と元本受益者が個人と法人であれば、どちらに保険金収入が配分されるのかで、税負担に大きな影響を及ぼすことになる。

また、土地が汚染土壤の場合に、近隣の者に損害賠償金を支払う場合には、この損害賠償金は信託財産の元本に関する損害賠償金であるから、元本受益者が負担すべきと考えるか、あるいは収益を発生させるための信託財産の運用の失敗によるものであるから収益受益者が負担すべきか明らかではない。

保険金及び損害賠償金において、収益受益権が優先収益受益権、劣後収益受益権に分割されている場合に、優先収益受益権と比較し、不定期的な収益の分配しかされない劣後収益受益権に対して、保険金収入や損害賠償金の支払いを配分するのは受益権の権利の内容に比し適正な配分であると考えられるかという問題も生じる。

所得税基本通達 13 3 において、受益者等課税信託の受益者の当該受益者等課税信託に係る各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する額は、当該信託の信託財産から生ずる利益又は損失をいうのではなく、当該信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該受益者のこれらの金額として計算したところによることに留意する、と規定している。この通達からは、信託財産に帰せられる収益及び費用は相殺することなく、全てを計上し所得計算することが導きだされるが、火災保険金、損害賠償金及び減価償却費の計上のような場合には、元本受益者と収益受益者にどのような負担割合で按分するのは明らかではない。

上述したような質的分割信託の所得計算規定の問題に対する解決策としては2つの考え方がありえよう。1つは現行の受益者等課税信託の考え方の枠内での方法であり、もう1つは現行の受益者等課税信託の考え方にとられない方法である。

現行の受益者等課税信託の考え方の枠内での対応

質的分割信託においては、前述のように、受益権相互間の具体的な関係が信託期間を通じて流動的であること等から、信託に係る資産・負債等につき信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させることが極めて困難である。

この問題に対し、現行の受益者等課税信託の考え方に沿った形で、仮に信託がないものとした場合に関係当事者が同様の権利関係を作り出そうとすればどのような権利関係となるかを念頭に置きつつ解決を図ろうとした場合には、信託に係る資産・負債及び収益・費用の全てを1人の受益者（関係当事者の権利関係を考慮して決定することになる）に帰属するものとみなしつつ、当該受益者とその他の受益者との間に債権債務関係があるとみなすことにより課税関係を処理する方法が考えられる。

このような考え方のもとでは、信託財産に関し、最もリスクを有する者等（「信託財産保有受益者」）に、信託に係る資産・負債及び収益・費用の全てが帰属するものとしつつ、信託財産保有受益者以外の受益者（「その他受益者」）は、信託財産保有受益者に対し、収益分配額相当の金銭債権を保有するものとなろう²⁷⁾。

このような対応は、現在の資産流動化型の信託について、仮に信託がないものとした場合に関係当事者が同様の権利関係を作り出そうとすればどのような権利関係となるかを考慮したものといえよう。したがって、当該類型の信託については、基本的に当事者間の実感に合うものと考えられる。しかし、資産流動化型の信託以外の質的分割信託には馴染みにくいと考えられる。信託の多様化に十分に対応しきれないおそれがあるといえよう。

受託者課税を前提にした対応

質的分割信託においては、（資産・負債及び）収益・費用につき信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させることが極めて困難であるとの技術的な観点から、受益者には、（収益・費用の総額ではなく）信託段階での受託者による計算の結果である損益（純額ベース）が全て信託契約の内容に従い配賦されるものとし、受益者段階においてその課税関係を処理するものとする。

受託者に信託財産が帰属することを前提に、受益者には、信託段階での受託者の計算による損益（純額ベース）が全て信託契約の内容に従い配賦されるものとする。現行の受益者等課税信託の考え方の枠組みを大きく変更することとなる。

関係当事者の私法上の関係や支払いの流れにそった課税関係を構築することができ、信託の今後の発展にも対応しうるものであろう。

この方式は、イギリス等における受託者課税の考え方と類似するものであるといえる²⁸⁾。2つの方式のうち、前者は私法上の関係を無視した擬制的色彩がつよいことなどからすれば後者の対応が今後検討されるべきであろう。

二．信託受益権の取得価額

前章では受託者において行われる信託財産の運用により生ずる収益及び費用により計算される所得計算について検討したが、二章、三章においては、信託受益権を売買等することにより信託受益権が移転する場合に生ずる信託受益権の譲渡課税を検討する。この信託受益権の譲渡課税を考えるうえにおいては、信託受益権の譲渡課税における取得原価の取扱いが重要である。この章においては、信託受益権の譲渡課税における取得原価となる、信託受益権の取得価額について述べることとする。

1. 信託受益権の取得価額 分割されていない場合

(1) 自益信託の場合の取得価額

委託者兼受益者(自益信託の場合)が信託設定後その有する信託受益権を譲渡した場合の取得原価は、その信託財産の取得価額となる。信託受益権の取得価額は、その取得の態様に依じて、それぞれ以下の計算により算定される。

委託者が委託者の所有する資産を信託財産とし、信託を設定した場合には、委託者兼受益者は信託受益権を有することになる。このような場合の取扱について、所得税基本通達135では以下のように規定している。

委託者と受益者がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託においては、次に掲げる移転は受益者である委託者にとって資産の譲渡又は資産の取得には該当しないことに留意する。(平19課個211, 課資31, 課法95, 課審426追加)

イ. 信託行為に基づき信託した資産の当該委託者から当該信託の受託者への移転

ロ. 信託の終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の当該受託者から当該受益者への移転

また、会計処理においても、委託者兼受益者は信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされており(金融商品会計実務指針第78項及び第100項(1)、不動産流動化実務指針第44項)、信託設定時に、委託者兼受益者において損益は計上されない。

委託者が信託財産を購入した場合

信託財産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税(その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)に事業用資産の場合には、当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする(法令54一・所令126))。

委託者が信託財産を建設，製作又は製造（以下「建設等」という。）した減価償却資産の場合

当該資産の建設等のために要した原材料費，労務費及び経費の額に事業用資産の場合には，当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする（法令 54 二・所令 126 ）。

委託者が信託財産を贈与等により取得した場合

委託者が信託財産を贈与，相続（限定承認に係るものを除く。），遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）または，固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（所法 58）により取得した場合には，委託者がその有する資産で山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産を信託財産とした場合には，その信託財産の取得価額は，贈与者，被相続人が取得した価額または交換により譲渡した固定資産の取得価額となる（所法 60）^{29）}。

委託者が信託財産を適格合併，適格分割，適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた減価償却資産の場合

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とする（法令 54 五）

イ．適格合併又は適格分割型分割（以下「適格合併等」という。）により移転を受けた減価償却資産

適格合併等に係る被合併法人又は分割法人が適格合併等の日の前日の属する事業年度におけるその資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額にその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額。

ロ．適格分社型分割，適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格分社型分割等」という。）により移転を受けた減価償却資産

適格分社型分割等に係る分割法人，現物出資法人又は事後設立法人が適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度においてその資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額に事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額。

委託者が信託財産を適格合併等又は適格分社型分割等により移転を受けた減価償却資産の場合

非適格合併等又は非適格分社型分割等により移転を受けた減価償却資産の取得価額は、その非適格合併等又は非適格分社型分割等の時の時価に事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額（法法61）。

委託者が信託財産を適格合併等により移転を受けた資産の場合

適格合併等により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、合併法人又は分割承継法人に移転をした資産のその適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割前事業年度終了の時の帳簿価額とする（法法62の2）。

委託者が信託財産を非適格合併等により移転を受けた資産の場合

非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額はその非適格合併等の時の時価とする（法法61）。

(2) 委託者が委託者以外の者を受益者として信託を設定した場合（他益信託）

委託者と受益者が異なる他益信託の場合には、受益者は委託者からみなし贈与（相法9の2）により信託受益権を取得することになる。所得税法13条において、受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすと規定されていることから、委託者が取得した信託財産であっても、受益者が有するものとみなされているので、委託者の取得価額を引き継ぐものと解される。

また、所得税法60条1項において、贈与、相続又は遺贈により取得した譲渡所得の起因となる資産を譲渡した場合には、贈与、相続又は遺贈をした者の取得価額を引き継ぐことが規定されている。60条においては、贈与及び相続とあるが、みなし贈与及びみなし相続を含むとは規定されていない。60条の文言を文理解釈すれば、みなし贈与及びみなし相続は含まれていないと解される³⁰⁾。しかし、目的解釈するならば、贈与にはみなし贈与

を含み、相続にはみなし相続を含むと解される。筆者は目的解釈により、みなし贈与及びみなし相続が含まれると解釈している³¹⁾。

受益者は委託者の取得価額を引き継ぐことから、受益者の信託受益権の取得価額は上記(1)～の態様に依りてそれぞれの額が受益者の取得価額となる。

(3) 委託者兼受益者から信託受益権を購入等により取得した場合

委託者兼受益者から上記(1)～の事由により取得した場合のその受益者の信託受益権の取得価額は上記(1)～と同様である。

2. 信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の取得価額

(1) 収益受益者と元本受益者

委託者が設定した信託の信託受益権を複数の受益者にその信託財産に関する権利を分割して、譲渡した場合には、その各受益者の信託受益権の取得価額はどうかであろう。みなし贈与により取得した場合には、委託者の取得価額を引き継ぎ、その取得価額を受益権の権利の内容に応じて按分することになる。委託者から譲渡を受けた場合には、信託受益権の購入価額となる。では、複数の受益者に分割する場合の、適正な按分方法及び適正な譲渡価額とはどのように算定するべきであろうか。

各受益者の信託財産に関する権利の内容に応じて判断すべきものであるが、収益に関する権利と元本に関する権利を分けることなく、合わせて、複数の受益者に分割する場合は権利の持分割合で按分すればよいが、質的に異なる権利を複数の受益者に分割する場合にはどのように考えるべきであろうか³²⁾。

このような按分について参考とすべき取扱いとして、財産評価基本通達202がある。

財産評価基本通達202において、収益の受益者と元本の受益者の2種類の受益者に分類し、信託受益権の評価方法を定めているが、収益受益者と元本受益者の定義は規定されていない。新信託法において規定されている

受益者は、信託法総則における受益者（信託法2 ）及びその権利を承継する者、残余財産受益者（信託法182）並びに清算中の帰属権利者（信託法183 ）である。

信託法総則における受益者は受益者の定義を規定しており、残余財産受益者は信託期間終了後に残余財産の分配を受ける受益者の規定であり、収益受益者及び元本受益者については規定されていない。財産評価基本通達202における、収益受益者と元本受益者はどのような分配を受ける受益者を指しているのであろうか。

法人税法12条1項（所法13 ）では、受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）を規定し、法人税法12条2項（所法13 ）では受益者以外のものとして受益者とみなされる者（みなし受益者）を規定している。2項に規定する受益者とみなされる者とは、信託の変更する権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く）を有し、かつ信託財産の給付を受けることとされている者である。

信託の変更権限は、信託目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除き、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むとしている。（法令15 ，所令52

）この政令については、新信託法では、信託行為に別段の定めがない限り、信託の目的に反しないことが明らかな場合には委託者の合意がなくても信託の変更ができることとされており（新信託法149 ），このような信託の変更は軽微なものにすぎず、実質的に変更しないものと同様であると考えられるため、税法上信託をコントロールすることができる者に該当するか否かを判定する上で、みなし受益者の判断にあたりこのような信託の変更は含めないこととされた。

また、新信託法において、信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができることと規定していることから（新信託法149 ），みなし受益者が否かの判定をする場合に、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むこととされた（所令52 ）³³⁾。

法人税基本通達 14 4 8 において、法人税法12条 2 項に規定するみなし受益者について、信託の変更をする機能を現に有している委託者で一定のものを含むとしている。一定の委託者とは、次のいずれかの要件を充たす委託者である。

委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合

新信託法182条 2 項（残余財産の帰属）に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者の規定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより、残余財産受益者若しくは帰属権利者として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合

以上のように、法人税法 2 条、12条、法人税基本通達により、税法上の受益者等を規定している。所得税法においても、受益者・みなし受益者の定義は同様である³⁴⁾。

みなし受益者とは、受益者以外の者で、信託の変更をする権限を現に有し信託財産の給付を受けることとされている者であるから、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有さない者や帰属権利者（信託の清算中の帰属権利者及び残余財産帰属権利者を除く）及び未だ存在しない受益者は、信託財産の給付を受けることとされている者に該当しないが、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、信託財産の給付を受けることとされている者に該当する（法令 15 ，所令 52 ）

なお、停止条件付受益者はみなし受益者に該当しないが、自益信託の場合に、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者が委託者である場合には、その委託者は委託者の地位と受益者の地位の両方を有している。このような場合に、その委託者が信託の変更をする権限を現に有していれば、停止条件付委託者はみなし受益者となる。

財産評価基本通達でいうところの収益受益者と元本受益者とは、所得税法及び法人税法で規定する受益者及びみなし受益者で、信託の給付を受けるうえにおいて、収益の給付を受ける者と元本の給付を受ける者であると

いうことであろう。

財産評価基本通達 202 では、信託受益権の評価方法を3つに区分している。

元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。

元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。

元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に应ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

上記のような評価方法から推定される収益受益者と元本受益者は、収益受益者は、信託期間中に信託収益の分配を受ける受益者であり、元本受益者は信託期間終了後の残余財産受益者または帰属権利者であろう。

しかしながら収益受益者は、上記の評価方法では、毎年分配を受ける金額が保証されている場合は問題ないが、毎年分配を受ける金額が保証されていない場合には、保証されていないにもかかわらず、毎年分配される予定の金額で信託受益権を計算するのであるから、評価額が過大になる場合があり不合理である。この不合理を解決するには、毎年一定の金額が収益から分配されない場合には、元本から分配する、このような信託の設定が必要であろう³⁵⁾。

収益受益者と元本受益者というように、一般的にいわれているが、その分類をするには、不明瞭な点がある。信託財産から生じた収益を受益者に分配し、分配後に残った収益を信託財産として蓄積して運用される場合に、その蓄積された部分及び蓄積部分からの収益は収益受益者が権利を有するのか、元本受益者が権利を有するのか、明確な取扱いは規定されていない³⁶⁾。

三．みなし譲渡所得

信託受益権を売却した場合、信託財産が譲渡所得の起因となる財産であるときには、譲渡者が個人の場合に、譲渡所得課税及びみなし譲渡所得課税の対象となる。この場合に、信託受益権に関する権利の譲渡であっても、この譲渡はその信託財産に属する資産及び負債を譲渡したものと扱われる³⁷⁾。これは所得税基本通達において規定されており、19年改正税制を受けて新設された。

改正信託税制においては、信託設定時、信託期間、信託終了時のみなし所得課税について規定している。平成19年改正前の信託税制においては、このような規定がなく、個別通達があるのみであった（昭61.7.9 230）。三章においては、みなし譲渡所得課税の取扱いについての概要を述べることとする。

1．みなし譲渡所得の取扱い

(1) 信託設定時のみなし譲渡所得課税

受益者等課税信託

受益者等課税信託の委託者である居住者がその有する資産を信託し、その信託の受益者等となる者である法人が適正な対価を負担せずに受益者等となる者である場合には、次の区分に応じそれぞれの事由により、信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、その居住者の各年分

の各種所得の金額を計算する(所法67の3)。

イ. その法人が対価を負担していない場合

委託者からその法人へ贈与

ロ. その法人が適正な対価より低い対価を負担している場合

委託者からその法人への譲渡

上記の規定により所得税法59条のみなし譲渡所得課税がされることとなる。所得税基本通達において、みなし譲渡所得課税がされる場合に留意することとして以下のように規定されている。

当該法人が対価を負担せずに受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、法第59条第1項の規定により、当該資産を信託した時における価額に相当する金額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。

当該法人が対価を負担して受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、当該対価の額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。

なお、この場合において、当該対価の額が法第59条第1項第2号に規定する額であるときは、同項の規定が適用される。

(注) 法第67条の3第4項から第6項までの規定の適用に関しても同様となる。

受益者等が存しない信託

委託者が受益者等が存しない信託(法第2二十九の二ロ)に資産を信託した場合には、受託法人に対する贈与により資産の移転があったものとみなす(所法6の三七)。

(2) 信託期間中のみなし譲渡所得課税

受益者が増加した場合

受益者等課税信託に新たに信託の受益者等が存するに至った場合において、その信託の新たな受益者等となる者である法人が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、その受益者等課税信託の受益者等で

あった者が居住者であるときは、次の区分に応じそれぞれの事由により、信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算する（所法 67 の 3 ）。

イ．その法人が対価を負担していない場合

委託者からその法人へ贈与

ロ．その法人が適正な対価より低い対価を負担している場合

委託者からその法人への譲渡

受益者が減少した場合

受益者等課税信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、既にその信託の受益者等である法人が適正な対価を負担せずにその信託に関する権利について新たに利益を受ける者となる者であり、かつ、その信託の一部の受益者等であった者が居住者であるときは、次の区分に応じそれぞれの事由により、信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算する（所法 67 の 3 ）。

イ．その法人が対価を負担していない場合

委託者からその法人へ贈与

ロ．その法人が適正な対価より低い対価を負担している場合

委託者からその法人への譲渡

受益者等課税信託が受益者等が存しない信託に該当することとなった場合

受益者等課税信託が受益者等が存しない信託（法 2 二十九の二ロ）に該当することとなった場合には受託法人に対する贈与により資産の移転があったものとみなす（所法 6 の 3 七）。

（3）信託終了時のみなし譲渡所得課税

受益者等課税信託が終了した場合において、その信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者である法人が適正な対価を負担せずにその給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者であり、かつ、その信託の終了の直前において受益者等であった者が居住者であるときは、次の区分に応じそれぞれの事由により、信託の残余財産の移転が行われた

ものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算する(所法67の3)。

イ. その法人が対価を負担していない場合

委託者からその法人へ贈与

ロ. その法人が適正な対価より低い対価を負担している場合

委託者からその法人への譲渡

(4) 信託受益権が分割されている場合のみなし譲渡所得課税

信託受益権が収益受益権及び元本受益権のように質的に異なる受益権に分割されている場合には、上記のみなし譲渡所得の規定は、どのように課税されるのであろうか。

平成19年に改正信託税制が整備される以前には、所得税基本通達59-1において、法第59条1項第1号に規定する贈与には委託者以外の者を元本の受益者とする信託行為を含むと規定していたが、信託税制整備後はこの文言が削除されている。そして所得税基本通達67の3-1が新設されたが、67の3-1の通達においては、59条の適用があることは規定されているが、元本の受益者とする信託行為という記述の記載はされていないが、受益者の権利に関して新設された施行令及び通達がある。

所得税施行令52条4項において、所得税法13条1項に規定する信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者の収益及び費用とみなして適用する場合に、受益者等が二以上ある場合における、この規定の適用については、受益者等課税信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする規定している。

この施行令に関して所得税基本通達13-4では権利に応ずることの例示が規定されている。13-4 令第52条第4項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》の規定の適用に当

たって、受益者等課税信託の信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が2以上の受益者の有する権利の目的となっているときは、当該目的となっている部分については、当該各受益者が、各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用することに留意する。（平19課個2 11、課資3 1、課法9 5、課審4 26追加）

これはどう解釈するべきなのであろうか。13条の信託財産から生ずる所得の帰属については、その受益者の有する権利の内容に応じて適用するとされているが、受益権の譲渡については明確な規定がない。59条の適用は元本受益権の受益者のみに対するものであると考えるのか、あるいは、元本受益者及び収益受益者の全てに適用されると考えるのかが明確ではない。

また、信託受益権が分割されていない場合においては、信託期間終了時に損益は発生しないが、信託受益権が分割されている場合はどうだろうか。信託受益権の分割が質的に同様であり、持分に応じて分割されている場合には、信託財産を持分に応じて分割しているのであるから、信託期間終了時には損益は発生しないこととなるが、信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合には、問題が生ずることとなる。

信託受益権が収益受益権と残余財産受益権に分割されている場合に、収益受益権を他者から購入した場合には、購入価額が収益受益権の取得価額となるが、信託期間終了時には、収益受益権が消滅し、その消滅による損失が発生することになる。このような損失は信託期間終了時に生じたものとして、信託期間終了時に収益受益権の全額を損失計上すべきものであろうか。

収益受益権は収益の分配を受ける権利であり、その分配額が保証されている場合以外は予定であり、売掛金や未収入金のように、回収額が確定しているものではない。信託財産が不動産であり、賃貸収入であれば、ある程度の見積もりが可能であるが、金銭の運用等においては、予定分配収益

は希望分配収益でしかないといえるであろう。このような収益受益権の損失計上については、所得税法及び法人税法において、何ら規定されていない。

また、残余財産受益者は信託期間終了時には、どのような損益が発生するであろうか。

残余財産受益者が、信託期間終了後に信託財産の分配を受ける権利を他者から購入している場合、残余財産受益権の取得価額は購入価額である。信託期間が長期に及ぶ場合には、残余財産受益権の購入価額は信託財産の時価よりも相当低額であると考えられる。このような残余財産受益権が、信託期間終了時に消滅し、信託財産の分配を受けたとき、信託財産の時価との差額が生ずる場合には、この差額を損益として計上すべきなのであるうか。このように信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合には様々な課税問題が生ずると考えられる。

2. 譲渡所得課税における適正な対価

(1) 受益権が分割されていない場合

上記のように、みなし譲渡所得課税に関して規定されているが、譲渡所得課税における譲渡価額とすべき金額について、信託受益権の適正な対価については何ら規定されていない。受益者が単独の場合には、譲渡所得課税における適正な対価とは、信託受益権の譲渡時の時価と考えられる。

(2) 受益権が分割されている場合

信託受益権を質的に異なる権利に分割している場合の、譲渡所得課税における適正な対価とは、どのように算定すべきであろうか。

信託期間中に収益の分配を受ける受益者と信託期間終了後に元本の分配を受ける残余財産受益者に分割されている場合の適正な対価はどのように考えられるだろうか。

収益受益権については、信託からの収益分配予定額が確定している場合には、財産評価基本通達 202 のように、受益者が将来受けるべき利益の価

額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額とするのが合理的であろう。

しかし、受益者が将来受けるべき利益の価額が予想に過ぎず確定したものではない場合には、合理的な算定は困難であろう。

また、元本受益権については、信託期間終了後しか元本の運用はできないため、元本の価額に信託期間終了後までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額が合理的であると考えられるが、信託財産も様々な資産が考えられることから、全ての信託財産に適用できるとは考えられない。

四．信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の課税問題

前章までにおいて、信託の所得計算規定について検討すべき課題を述べたが、第三章においては、具体的な事例をもとに信託受益権が分割されている場合の課税問題を検討する。

事例 1

A社はX社の株式（非上場株式）を信託した。信託期間は20年であり受益者はA社である。A社は数ヶ月後、信託受益権を収益受益権と元本受益権（残余財産受益権）に分割して、B社に元本受益権を譲渡した。信託時のX社の時価は3,500万円、譲渡時のX社の時価は3,000万円、元本受益権の譲渡価額は2,000万円である。収益受益権はX社の配当である。

1．信託契約時の課税関係

A社は委託者であり受益者であるから、課税関係は生じない。

法人税基本通達においては取扱いが示されていないが、所得税基本通達において、委託者である受益者から受託者に対する移転は資産の譲渡に該

当しないとされている³⁸⁾。また、信託の会計処理に関する実務上の取扱いにおいても同様の会計処理をすべきであると解説している³⁹⁾。

2. 元本受益権を譲渡した場合の課税関係

(1) 適正な譲渡価額

A社は、時価3,000万円の有価証券が信託財産である元本受益権を、B社に2,000万円で譲渡したのであるから、この譲渡価額が適正な時価か否かの判断をしなければならない。譲渡価額の2,000万円が適正であればA社にもB社にも何ら課税されないが、低額であるならば、A社については、その差額分が寄付金の扱いとなり、B社については、その差額分が法人税法22条2項の規定により、受贈益として益金の額に算入される。

それでは、2,000万円が適正な価額か否かを判断するうえにおける基準はどのようなものであろうか。譲渡価額の算定が、合理的か否かが判断の基準となろうが、A社とB社が特殊な関係がない第三者であれば、A社とB社が合意した金額が適正な価額と言えるのではないだろうか。

合理的な算定により計算した金額とは、第二章で述べたように、元本受益権については、信託期間終了後しか元本の運用はできないため、元本の価額に信託期間終了後までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額とするのが合理的であろう。

21年12月の基準年利率による福利原価率は0.742であるから

$$30,000,000 \times 0.742 = 22,260,000 \text{円となる。}$$

譲渡金額とは一致しないが、X社の将来性等を勘案した場合に、不安定要素が多々あり、2,000万円の譲渡価額が適正であると判断できる場合もある。適正な譲渡価額とは、合理的な算定とその信託財産のその時の状況に応じて判断すべきであるといえよう。

(2) A社の課税関係

元本受益権を譲渡したA社は、適正な譲渡価額で譲渡した場合にどのような課税関係が生じるであろうか。貸借対照表には、有価証券3,500万円

が計上されている。2,000万円が元本受益権の適正な譲渡価額であれば、元本受益権の譲渡原価の算定はどのようになるのであろうか。

このような場合に参考とすべき規定は、財産評価基本通達 202 の評価方法のみであるため、この財産評価基本通達をベースに、X社の有価証券3,500万円を元本受益権と収益受益権に按分する。

A社は収益受益権を所有しているのであるから、3,500万円を元本受益権と収益受益権に按分しなければならない。収益受益権はX社の配当であるから、毎年予定している配当金額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額とし、収益受益権と元本受益権に接分すると収益受益権は20,272,000円となり、元本受益権は14,728,000円となる⁴⁰⁾。

A社においては、元本受益権の売却による譲渡益が生じることになり、収益受益権の価額がX社有価証券として貸借対照表に計上される。

(1) B社の課税関係

元本受益権を購入したB社は、その購入価額が適正であれば、特に課税関係は生じないので、購入価額を有価証券として計上することになる。時価3,000万円の有価証券を20年後に分配される元本受益権として2,000万円で購入するのは、企業としては、1,000万円もの利益がでる取引として会計処理すべきではないかという疑問が生じる。

しかし、適正な第三者間の取引としての購入価額であれば、2,000万円が取得価額である。所得税法においても、法人税法においても、そのように規定されている。

また、非上場の株式であれば、時価が高額であっても、時価での購入希望者は皆無といえるであろうし、20年後のX社の業績は予想不可能であるから、時価3,000万円と購入価額2,000万円との差額1,000万円を20年間に期間按分して収益を計上すれば、未実現利益を計上することになり、適正な期間損益の計算ができないことになる。企業会計においても、所得税法及び法人税法においても、このような収益の計上は要求していないと考え

られる。

3. 信託期間中の課税関係

(1) A社の課税関係

A社に対して配当が分配された場合には収益として益金に算入される。問題となるのは、資産計上されている収益受益権である。この収益受益権は信託期間に応じて、毎年損金算入して信託期間終了時にゼロとなるように処理すべきか、あるいは、信託期間終了時に全額損金算入すべきかという問題である。

所得税法及び法人税法においては、減価償却資産の減価償却、税法上の繰延資産の均等償却が規定されているが、これらの資産には該当しない。

所得税法及び法人税法において、信託財産及び債務、信託収益及び費用は、受益者が有するものとみなされると規定されているが、事例のように質的に異なる受益権に分割されている場合には、受益者が有している受益権の資産としての性質は、信託財産自体の資産の性質ではなく、金融資産である有価証券と考えるのが妥当ではないだろうか。

信託の会計処理に関する実務上の取扱いにおいては、有価証券発行信託のように、受益者が複数になり、かつ、質的に異なる受益権に分割されている場合として以下の会計処理を明らかにしている。

「実務対応報告第23号

信託の会計処理に関する実務上の取扱い

3 委託者兼当初受益者による期末時の会計処理

委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託であっても、次のような場合には、各受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であることから、受益者の個別財務諸表上、受益権を当該信託に対する有価証券の保有とみなして評価する。

受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合には、金融商品会計実務

指針第100項(2)において、個別財務諸表上、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権の取得又は信託からの有価証券の購入とみなして取り扱ふとされている。これは、信託財産から生ずる効果は受益者に帰属するものの、受益権が質的に異なるものに分割されており、かつ、受益者が複数となっている場合には、当該信託財産を受益者が直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であると考えられることによる。」

受益権の資産としての性質が有価証券であるなら、期間按分して、損金算入するべきではなく、契約上の権利を喪失する信託期間終了時に全額損金算入すべきであろう。

(2) B社の課税関係

B社については信託について特に課税関係は生じない。

4. 信託期間終了時の課税関係

(1) A社の課税関係

信託期間終了により、収益受益権の契約による権利が消滅するため、収益受益権の全額を損失として損金算入する。

(2) B社の課税関係

元本受益権を有していたB社は、元本の分配を受ける。この時のX社株式の時価が2,500万円の場合には、B社の貸借対照表に計上されている2,000万円と2,500万円との差額500万円はどのように処理するべきであろうか。

信託受益権を所有している受益者において、信託期間が終了した場合には、信託受益権が消滅し、信託財産が分配されることになる⁴¹⁾。このような場合の取扱いについて、委託者兼受益者の場合には、所得税基本通達13-5において、信託の終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の当該受託者から当該受益者への移転は資産の譲渡又は資産の取得には該当しないものとされているが、それ以外の場合には所得税法及び法人税法にお

いては特に規定されていない⁴²⁾。信託の終了により信託財産が受益者に分配されるのは、委託者兼受益者だけではなく、委託者、委託者の相続人、委託者ではない受益者又は委託者ではない帰属権利者の場合もある。

所得税法13条及び法人税法12条において、受益者及びみなし受益者(以下「受益者等」という)は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用すると規定していることから、信託期間が終了し、信託受益権が消滅し、信託財産が分配されても、受益者等が信託財産を所有していることに、実質的には変わりがないから、何ら課税関係は生じないと考えられる。

また、信託の会計処理に関する実務上の取扱いにおいても、他から受益権を譲り受けた受益者の会計処理としての原則的な取扱いを次のように規定している。

受益者は、原則として、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うため、受益権を取得したときは、信託財産を直接取得したものとみて会計処理を行い、受益権をさらに売却したときには、信託財産を直接保有していたものとみて消滅の認識(又は売却処理)(金融商品会計基準第9項並びに不動産流動化実務指針第19項及び第20項)の要否を判断する。会計処理においても、所得税法及び法人税法と同様の取扱いであり、信託財産の売却においても、消滅の認識の要否により、消滅したか否かを判断することとされている。

わが国の信託税制は法人課税信託を除いて、パス・スルー課税が原則であり、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして法人税法の規定を適用するのであるから、元本受益者は信託の効力が発生した時から、信託財産に属する資産及び負債を有しているものとみなされているため、元本の給付を受けた時点での時価と元本受益権との差額は、資産を保有している期間中の値上がり益に過ぎず、このようなキャピタルゲインは資産を売却することにより実現するものであると解される。

この取扱いは所得税法においても同様である。元本受益者であるB社は、元本受益権を購入したその時から、信託財産に属する資産及び負債を有しているのである。信託財産に属する資産及び負債を有しているB社に対して、信託財産の分配が行われても、収益は発生しないことになる。信託財産が受託者から受益者に移転するが、この移転は形式的なものに過ぎず、何ら収益が生ずるものではないと考えられる。

元本受益権と時価との差額である500万円は、信託財産が有価証券であるから、有価証券の評価益と考えられるが、このような資産の評価益については法人税法25条において、その評価益の金額は益金の額に算入しないと規定されている。仮に信託財産が有価証券ではなく金銭であれば、2,500万円がB社に分配され、500万円の差額については、収益として計上されることになるが、信託財産が有価証券のために、評価益の計上が繰延べられることとなると解される。

一方、信託法においては、信託財産と受益権とは、全く異なるものである。信託財産は委託者及び受益者とは隔離された存在であり、受益権は財産そのものではなく、収益及び元本の給付を受ける権利である⁴³⁾。

信託の終了についても、新信託法では、信託の終了と清算を区別して規定しており、残余財産の給付は信託の清算である。この場合に残余財産の給付を受けるのは、残余財産受益者または帰属権利者であり、残余財産受益者または帰属権利者の指定がない場合には、委託者に給付される。

新信託法では、信託財産の破産について規定されている。清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算受託者は直ちに信託財産についての破産手続き開始の申立てをしなければならないとされている（信託法179⁴⁴⁾）。このような破産という事態でなくとも、清算受託者は信託財産に係る債務を弁済しなければならないため、残余財産の給付は、信託財産に係る債務を弁済した後に、なお信託財産が残っている場合に給付される。信託の設定時に残余財産受益者として指定された者は、信託の清算により信託財産

の給付を受けるまでは、信託受益権を有してはいるが、信託財産を有しているわけではなく、信託財産を有することになるのは、信託の清算後である。所得税法13条及び法人税法12条と、信託法とでは信託財産を有しているものと解される時期が異なっている。

このような信託法の解釈からすると、残余財産受益者は信託が清算されるまでは信託受益権を有しており、信託の清算により信託財産の給付を受けるとともに信託受益権が消滅するものと解される。

信託法の考え方からすると、信託財産が給付された時に、信託受益権と信託財産の時価との差額について、損失または収益が発生することになるが、所得税法及び法人税法の規定では、時価との差額についての損失及び収益が実現するのは、信託財産を売却した時ということになると解される。

五．信託の所得計算規定の再構築

前章までにおいて、質的分割信託受益権の所得計算規定についての問題点を明らかにした。この章においては、その解決を図るための信託の所得計算規定の再構築の必要性について述べていくものとする。

1．質的に異なる受益権に分割されている場合の問題

前章で検討したように、質的に異なる受益権に分割されている場合については様々な場面で問題が生ずる。

一章において、信託財産に係る保険金及び信託財産に係る損害賠償金、減価償却費の計上について検討したが、質的に異なる受益権に分割されている場合における、各受益者の収益及び費用の計上すべき金額の配分する基準が不明瞭であることから、各受益者が適正な所得計算ができない可能性が高い。公平で適切な課税がなされないことから、重要な問題である。

二章及び三章では質的分割信託受益権の譲渡所得課税の問題を検討したが、質的に異なる信託受益権に分割されている場合における、信託受益権

の取得価額の算定方法が明らかではない。所得税法67条の3において、このようなみなし譲渡所得課税が生ずるにもかかわらず、適正な譲渡価額を算定する方法も明らかではない。納税者はどのような算定基準で適正な取得価額及び譲渡価額を判断するのであろうか。

また、収益信託受益権、元本信託受益権等の質的に異なる受益権に分割されている場合には、譲渡所得及びみなし譲渡所得の対象となる信託受益権は、元本受益権のみがみなし譲渡所得課税の対象になるのか、あるいは収益受益権及び元本受益権等の全ての受益権が対象になるのかが明らかではない。

四章においては、事例を通じて質的に異なる信託受益権に分割されている場合の問題を検討したが、信託期間終了後は収益受益権が消滅し、収益受益者に損失が発生するが、この損失は期間按分して計上すべきであるのか、それとも、信託期間終了時に全額を損失として計上すべきであるのかという問題が生ずる。

金融資産会計基準においては、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合に、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法により加減すると規定している⁴⁵⁾。

債権金額、すなわち分配される収益が確定している場合には、債権額と取得価額との差額を償却原価法により減算することもできるが、信託の収益受益権について分配される収益が予想でしかない場合には債権とは認められないことから、本件のような場合には償却原価法により減算することができないと解される。

また、信託終了後に元本受益者に対して信託財産が給付された場合に、信託財産の時価と元本受益権との間に差額が生ずる場合に、この差額をどのように処理するかという問題が生ずる。

その他、事例では取り上げなかったが、信託期間中に合意解除により信託が終了した場合に、元本受益者は収益受益者から経済的利益収益を享受したことになり、課税関係が生ずるのかという問題も同様に存する。

2. 所得計算規定の再構築

以上の問題点を解決するために、以下のような対応が検討されるべきである。

(1) 新たな受託者課税を創設する

上記1.において、信託の所得計算規定についての問題点を整理したが、信託が質的に異なる受益権に分割されている場合の様々な問題を解決するためには、現在のパススルー課税という課税方法に捉われることなく、新たな課税方法を構築する必要があると思われる。

新たな課税方法とは、信託の収益及び費用は全て受託者の段階で集計し所得計算を行い、税額も納付する。収益の分配を受けた受益者は受託者の段階で納付した税額を税額控除するのである。これは、受益者が個人であろうと法人であろうと同じ扱いとする。個人の場合は総合課税として所得に合算し、税額を計算し、受託者の段階で課税された税額を税額控除するのである。

法人の場合は、分配された収益を、受益者たる法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入し、算出された法人税額から、受託者段階で課税された税額を税額控除するのである。この場合に控除する税額は、各受益者に分配されるべき収益に応じて按分された税額である。

このような方法により課税することで、受益権が優先収益受益権、劣後収益受益権、元本受益権等に分割されている場合においても、全ての収益及び費用を計上し適正な所得計算を行うことができる。

信託受益権が優先収益受益権、劣後収益受益権、元本受益権等に分割されている場合、収益及び費用の按分の方法次第で、損失⁴⁶⁾や所得ができる受益者を作り出すことが可能であり、数種の質的に異なる受益権に分割されている場合には、全ての受益者に対して適正な所得計算を行えるように収益及び費用を按分することは困難であると考えられる。

このような受託者段階での課税方法は、法人課税信託のように信託を法人であると擬制するものではない。あくまでも、受益者課税がベースであ

り、適正な所得計算を行うために、いったん受託者の段階で仮の課税を行うが、最終的には、受益者の所得税または法人税で精算するという課税方式である。この課税方法を採用することにより、費用及び収益の配分の問題が解決できるのである。

信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の譲渡所得課税の問題についても、受託者の段階で譲渡所得の計算を行うので、各受益者の譲渡価額を算定する必要がなく、損失や所得ができる受益者を作り出すといった問題は生じない。

ただし、各受益者に譲渡所得を按分することとなるために、各受益者毎に信託受益権の取得価額について算定する必要がある。この場合に、委託者から相続又は遺贈若しくは贈与により取得した質的に異なる受益権が引き継ぐ取得価額の算定方法を明確にしなければならない。また、譲渡所得課税が収益受益権、元本受益権等の質的分割信託受益権のうち、いかなる権利の信託受益者に課税されるのかも明確にしなければならない。

なお、質的分割信託受益権の取得価額を按分計算するうえにおいて、参考とすべきものとして、財産評価基本通達 202 がある。この通達は、分配される収益が信託財産の運用により生ずる収益に満たない場合には、元本を取り崩して元本から分配されるような信託の場合にのみ有効な評価方法であり、それ以外の質的分割信託に対しては、適用できない評価方法であると考えられる。収益受益権の種類及び収益発生の確実性に応じた評価方法を規定する必要がある。

(3) 信託が終了した場合の課税

信託が終了した場合の課税問題は、信託期間満了により終了した場合の課税問題と信託期間中に合意解除により終了した場合の課税問題との二つである。これらの問題を解決するうえにおいては、相続税法の取扱いが参考となる。

現行の取扱いでは、贈与税又は相続税の課税価格である信託受益権の評価額は、受益権がどのように分割されていても、その受益権の合計は必ず

信託財産の価額となるように取扱いされている。信託受益権を分割することなく贈与税又は相続税が課税される場合と、質的分割信託又は量的分割信託のように分割されている信託受益権に対して贈与税又は相続税が課税される場合も、その課税価格は信託財産の価額となる。その結果、信託受益権を分割する場合であっても、分割しない場合であっても、その限りにおいては公平に課税されているようにみえる。

現行のこのような取扱いから導きだされことは、分割されている信託受益権の評価は、相続税法上、土地に対して借地権が設定されている場合と同様の考え方を採っているといえ、信託財産に対して、収益受益権が設定されている場合には、信託財産の価額から収益受益権の価額を控除して評価するという考え方である。

よって、このような評価方法からすれば、信託期間中に信託が合意解除により終了した場合には、元本受益者が収益受益権を取得したことになるので、元本受益者は収益受益権相当額の経済的利益が発生し、贈与税が元本受益者に課税されることとなる。

相続税基本通達9-13においては信託が合意解除された場合の贈与税について以下のように規定されている。

9-13 法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託（以下「受益者連続型信託」という。）以外の信託（令第1条の6に規定する信託を除く。以下同じ。）で、当該信託に関する収益受益権（信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「収益受益者」という。）と当該信託に関する元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「元本受益者」という。）とが異なるもの（以下9-3-1において「受益権が複層化された信託」という。）が、信託法（平成18年法律第108号。以下「信託法」という。）第164条（（委託者及び受益者の合意等による信託の終了））の規定により終了した場合には、原則として、当該元本受益

者が、当該終了直前に当該収益受益者が有していた当該収益受益権の価額に相当する利益を当該収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

この通達の趣旨について、国税庁は以下のように説明している。

「旧信託法（大正11年法律第62号、以下「旧信託法」という。）の下においては、委託者が信託に関する利益の全部を享受する場合、すなわち委託者と受益者が一致するとき（以下「自益信託」という。）には、信託を解除することとされていた（旧信託法57）が、新信託法第164条（（委託者及び受益者の合意等による終了））では、自益信託に限らず、委託者と信託に関する利益を享受する受益者全員が共同して信託終了の意思表示をすれば、信託を終了することができることとされた。

ところで、受益者連続型信託（法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託をいう。以下同じ。）以外の信託で、当該信託に関する収益受益権（信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「収益受益者」という。）と当該信託に関する元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう。以下同じ。）を有する者（以下「元本受益者」という。）とが異なるもの（以下「受益権が複層化された信託」という。）が、新信託法第164条の規定により終了（以下この項において「合意終了」という。）した場合には、元本受益者は当初予定された信託期間の終了を待たずに信託財産の給付を受けることになり、その反面、収益受益者は当初予定された信託期間における収益受益権を失うこととなる。したがって、当該元本受益者は、何らの対価も支払うことなく合意終了直前において当該収益受益者が有していた収益受益権の価額に相当する利益を受けることとなるから、法第9条の規定により、当該利益を贈与又は遺贈により取得したものとみなされることとなる。

そこで、相基通9 13では、そのことを留意的に明らかにした。⁴⁷⁾

この通達の趣旨からすれば、収益受益者と元本受益者が法人の場合に、信託期間中に信託が合意解除により終了した場合には、元本受益者は収益受益権相当額の利益を受けたことによる受贈益が発生し、収益受益者は収益受益権を失ったことによる損失が発生することになる。実務的には、信託が合意解除により終了した時に元本受益者である法人に対して、収益受益権相当額の受贈益が発生し、信託財産の給付により信託財産を時価で受け入れ、元本受益権が消滅し、結果として、信託財産の時価と元本受益権との差額が元本受益者である法人の所得となろう。

なお、信託期間満了により終了した場合には、収益受益者及び元本受益者間に経済的利益は発生しないことになる。

次に、信託期間が満了し終了した場合に、元本受益者は元本の給付を受けることになるが、この時、元本受益権と信託財産の時価との差額に対する収益又は損失が発生することになるが、この収益又は損失をどのように取扱うかが問題である。

所得税法及び法人税法においては、受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者の収益及び費用とみなしてこの法律の規定を適用すると規定されている。この規定から導きだされるのは、受益者は信託設定により受益者となった時から信託が終了し元本の給付を受ける時まで、一貫して信託財産を有しているときみなされているということである。

言いかえれば、信託の終了により信託財産の給付を受けた時の信託財産の時価の上昇又は下落は、信託財産保有中の評価益又は評価損であると考えられる。このことから、元本受益権と信託財産の時価との差額は、計上できない性質のものであると解される。

ただし、信託財産が破産した場合には⁴⁸⁾、信託財産が消滅したことによる損失を計上することができるかと解すべきであろう。

おわりに

本稿では、信託の所得計算規定における、質的分割信託である場合の所得計算及び質的分割信託を売却した場合の課税問題を検討するとともに、信託が終了した場合の課税問題を検討し、法解釈上の解決策を示した。

従来、わが国では、個別信託の利用が少なく、優先収益受益権、劣後収益受益権、元本受益権等の質的に異なる受益権に分割されるような利用はあまりなされていなかったが、今後、多種多様な個別信託が利用されることから、量的分割信託及び質的分割信託における課税関係が問題となり、一連の問題解決に当たってはさらなる法整備の必要がある。

本稿における問題点の検討をふまえ、以下の点について信託税制への提言を行う。

1. 信託の収益及び費用は全て受託者の段階で集計し所得計算を行う、新たな課税方法を創設する。受託者は税額を納付し、収益の分配を受けた受益者は受託者の段階で納付した税額を税額控除する。個人も法人も同じ扱いとし、個人の場合は総合課税として所得に合算し、税額を計算し、受託者の段階で課税された税額を税額控除するのである。

法人の場合は、分配された収益を、受益者たる法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入し、算出された法人税額から、受託者段階で課税された税額を税額控除する。この場合に控除する税額は、各受益者に分配されるべき収益に応じて按分された税額とする。

2. 相続又は遺贈若しくは贈与により取得した、質的に異なる受益権が引き継ぐ取得価額の算定方法を明らかにし、譲渡所得課税がいかなる権利の受益者に課税されるのかを明確に規定する。

収益受益権及び元本受益権に分割されている場合の購入及び相続または遺贈若しくは贈与による取得価額については、参考とすべき規定が財産評価基本通達 202 のみであるため、新たな規定や通達を創設する必要

がある。すでに述べたように、財産評価基本通達202における収益受益者とは、実際の運用から分配される収益が信託契約による分配額に満たない場合は元本を取り崩して分配されるような信託契約の収益受益権の評価方法である。このような分配をされる収益が保証されている収益受益権以外の収益受益権及び元本受益権の評価方法についての規定が必要である。

具体的には、信託目的及び信託財産の種類に応じて評価する(信託目的が信託財産の管理であれば、信託収益は僅少なものと考えられることから、収益受益権の評価はゼロとする)、信託目的が信託財産の運用である場合は信託財産の種類に応じて評価を行う、べきであろう⁴⁹⁾。

3. 法人課税信託以外の個別信託の信託終了時の課税関係について、所得税法及び法人税法において明確な取扱いを規定する。

特に質的分割信託及び量的分割信託が合意解除により終了した場合及び期間満了により終了した場合の所得税法及び法人税法における取扱いを明確にする必要がある。

以上が本稿における信託の所得計算規定についての提言である。本稿における問題点の検討と提言が今後の信託の発展と活用に貢献できれば幸いである。

- 1) わが国の信託所得課税は、原則として、導管型課税のもとで受益者課税原則を採用してきたところである。改正信託法のもとでも、この受益者課税原則はそのまま維持されているものの、所得税法13条1項・法人税法12条1項は、「信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る)はその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、かつ信託財産に帰せられる収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する」と規定する。この点で、旧信託課税のもとで「受益者が特定している場合」が受益者課税とされていた場合に比べて、より実質的な定義になったように見える。さらには、所得税法13条2項・法人税法12条2項は、「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。」と規定し、「みなし受益者」という概念を用いて、これまでの委託者課税は「みなし受益者」のなかに包含されることとしている(改正信託所得課税のもとでは、「受益者」あるいは「みなし受益者」をあわせて「受益者等」という)。この点からも旧規定

からみれば、委託者はより実質的に判断されることになったようにみえる。このように条文を一見すると、受益者段階での課税を原則とするものの「受益者」（あるいは「受益者等」）の意義は大きく変化したようにみえる。そこで、今後、受益者等の意義が問題となり、「受益者としての権利を現に有するもの」あるいは「信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者」の解釈が問題となる。ここでは旧信託課税における受益者課税と委託者課税との関係が実質的にどの程度取扱いが異なっているのかもあわせて詰めておく必要がある。この検討は、複数受益者の存在、裁量信託や混合信託等の課税関係に影響を与えるものと考えられる。

- 2) 新信託法では、自己信託、受益者等の定める旨のない信託、受益証券発行信託等の新たな信託制度が導入されている。新信託法では、信託は財産の管理又は処分の制度であるというこれまでの特徴を残しつつ、受託者の義務や受益者の権利行使に関する規定の整備や、信託の多様な利用形態に対応するための整備がなされており、これらに対応する会計処理を示す必要があるのではないかという意見が多い。企業会計基準委員会では、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにするために、本実務対応報告を公表することとした。企業会計基準委員会「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」参照。
- 3) 所得の分配にあたり、注1で述べたように受益者の定義が重要であるが、この問題については、すでに喜多綾子「受益者等が存しない信託の課税と受益者等の定義 目的信託を中心として」立命館法学318号40～80頁（2008）で論じている。
- 4) 平成19年度税制改正により、受益者連続型信託の税制上の取扱いが明確化され、新信託法91条に規定する後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託、同法89条に規定する受益者指定権等を有する者がある信託及びこれらに類する信託を、税法上、受益者連続型信託とし、受益者連続型信託では、先行する受益者が信託財産の贈与又は遺贈を受けたものとし、後続する受益者は先行する受益者から贈与又は相続を受けたものとして取り扱われることとされている。一方、受益者が同時に複数存在する場合には、権利の内容に応じ、受益者に収益、費用、資産、負債が帰属するものとし、信託の効力発生時に課税することとされている。その結果、受益者連続型信託か、複数受益者の信託かによって、課税関係が異なることになる。受益者の権利の内容に応じ、信託を類型化して個別に検討する必要がある。
- 5) 信託税制の沿革については、占部裕典『信託課税法』第1章信託税制の沿革と信託課税原則の確立1～15頁（2001・清文社）等参照。
- 6) 信託とは、「財産権を有するもの（委託者）が法律行為（信託契約や遺言などの信託行為）によって相手方（受託者）に財産権（信託財産）の移転その他の処分をなし、相手方をしてその財産権につき一定の目的（信託目的）に従って、委託者本人又は他の第三者（受託者）のために、財産の管理又は処分及びその他の行為をなすべきものとする」という。このような信託の課税ルールの構築にあたっては、2つの法的なコンセプト、すなわち導管（aggregate あるいは conduit）コンセプトと実体（entity）コンセプトが影響を及ぼす。このような規定の背景には導管型課税が存することはいうまでもない。

信託財産の名義は受託者にあるが、信託財産からの所得を享受するのは受益者であることから、相互の関係をどのように解するかが問題となる。受託者が信託財産の法的な名義

人であることから、この段階で信託の所得についての課税を行い、受益者に配分した段階で、さらに受益者に課税することも理論的には可能である。この場合においては、受託者の段階での課税をどのように解するか(信託が実質、法人であるとして信託に対する法人課税か、信託自体を納税主体とする課税か)が問題となろう。また、受託者段階での課税と受益者段階での課税という、二重課税が生ずると解されるが、これをどのように解するかも問題となろう。これらの背景には実態的アプローチが存在する。受託者の段階で生じた信託の所得が受益者に実質的に帰属すると解すると、受託者段階での課税を行わずに完全にパス・スルーして受益者段階で課税するということになる。この場合においては、受託者段階で所得が発生したときに受益者に所得が帰属するとして課税することになる。受益者に現実に収益が分配されるときに課税するという意味での受益者課税も広い意味でパス・スルー課税の範疇に入るといえる。受益者段階での1回限りの課税に留まるものである。このようなパス・スルー課税は信託導管理論を背景としている。なお、パス・スルー課税のもとでも収益分配時課税を採用すると課税の繰延べが生ずることとなることから、受託者段階で課税をする(この場合には、信託自体を納税主体とすると解することもできる)が、受益者に分配した所得は信託所得の計算上控除するといった、いわゆるベイ・スルー課税も制度的にはありうる。根田正樹、今井和男、矢内一好編『実務解説信託法 Q&A』231~233頁(執筆 占部裕典)(2008・ぎょうせい)参照。

- 7) 信託法改正後の信託税制について検討したものとして、占部裕典「我が国における信託税制の発展と改革～改正信託税法の特徴と課題～」会計・監査ジャーナル623号78頁~84頁(2007・第一法規)、占部裕典「改正信託税制の特徴と今後の信託の利用可能性」日本租税研究協会第59回 租税研究大会記録204~371頁(2008)等参照。
- 8) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻1154頁(1937)、信託会社協会編「信託法規の成立」194、195頁(1922)、松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信研32号95頁(2007・信託法学会)参照。
- 9) 利子所得は所得税法上は総合課税の対象であるが、その支払いの際に15%の源泉徴収(所法181、182)と5%の利子割の特別徴収(地法71の6)がされ、特別措置により源泉分離課税とされている(措法3)。
- 10) 配当所得は支払いの際に源泉徴収される。上場株式等は7%の源泉所得税と3%の地方税が特別徴収され、その他の配当については20%の源泉所得税が源泉徴収され。配当所得は原則は総合課税であるが、上場株式については、申告分離課税(措法8の4)を選択することができ、一定の配当については確定申告不要制度(措法8の5)も選択できる。
- 11) 信託から生ずる不動産所得の計算において、その年分の不動産所得の金額の計算上信託による不動産所得の損失の金額として一定の金額があるときは、その損失の金額に相当する金額は、生じなかつたものとみなさる(措法41の4の2)。
- 12) 信託法の制定に伴う信託税制が整備されたため、昭和61年7月9日付直審56ほか4課共同「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」(法令解釈通達)及び平成10年3月13日付課審51ほか5課共同「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」(法令解釈通達)は信託法の施行の日をもって廃止された。

- 13) 根田正樹・矢内一好・天野佳洋編『信託の法務・税務・会計』398頁第6節土地信託名児耶富美子執筆（2007・学陽書房）参照。
- 14) 財務省ホームページ平成19年度税制改正解説 信託法の制定等に伴う税制上の措置（所得税関係）113頁。
- 15) 財団法人トラスト60編『ハンドブック信託』受託者の分別管理義務37頁（2008・（財）金融財政事情研究会参照。報告書の具体的内容については、神田秀樹監修・阿部泰久・小足一寿『新信託業法のすべて』4 ディスクロージャー82頁～85頁（2005・金融財政事情研究会）。
- 16) 信託法の規定により委任された信託の計算に関する事項その他の事項について必要な事項を定めることを目的として平成19年7月4日制定された。
- 17) 根田正樹・矢内一好・天野佳洋編（前掲書，440頁）。
- 18) 根田正樹・矢内一好・天野佳洋編（前掲書，452頁）。
- 19) 平成4年分以後の不動産所得の計算上生じた損失の金額において、土地等を取得するために要した負債利子がある場合には、負債利子のうち一定の金額のみが必要経費として計上することができる。
- 20) 財務省の見解は雑所得であるが、筆者は事業所得と考える。
- 21) 青木孝徳ほか『改正税法のすべて』113頁（2007・大蔵財務協会）。
- 22) 『平成19年度改正税法のすべて』前掲460頁。
- 23) 元本受益権と収益受益権との分割の例としては、たとえば配偶者が生存している間は、配偶者を収益の受益者とし、配偶者死亡後は、子を元本の受益者として設定するような場合であろう。このような信託は、配偶者の生活の維持を図りつつ、子に自己が経営する会社の株式や不動産を確実に承継させたいという場合に利用されるであろう。信託受益権を分割するスキームによる事業承継信託の課税関係について詳細に検討しているものとして、占部裕典，前掲書『信託課税法』155～178頁。
- 24) 松永和美「米国の信託の税制について」信託238号54頁（2009）。アメリカの信託法については、中野正敏監修，日本信託銀行信託法研究会著『アメリカ信託法』（1993・有信堂）。
- 25) IRC § 167 (d). 信託における減価償却費の取扱いについては、TED D. Englebrecht, Brian L. Cantrell, 120-8 TRUST AND ESTATES 37 (1981) Depreciation and Depletion Deductions for Trusts and Estates.

米国の信託課税においては、信託においては、受益者に帰属した信託収益は受益者に、受益者に帰属した収益以外の信託の収益は、信託（受託者）に課税される。減価償却費については、内国歳入法典第167条（h）および第611条（b）に基づく減価償却費は、受益者が計上できない範囲で、信託において計上できると規定している。信託において保持されている資産の減価償却費、減耗償却費は、収益受益者と信託との間で分割されることとなるが、収益受益者が計上できる範囲は、信託を規律する証書の規定によることとされており、信託を規律する証書に減価償却費等に関する規定がない場合には、収益受益者と信託に帰属する信託の収益を基準に配賦されることとされている。松永前掲書参照。その他アメリカの信託受益権における減価償却費について、THOMAS R. POPE, KENNETH E. ANDERSON, AND JOHN L. KRAMER, PRENTICE Hall's Federal Taxation 2010: Corporations,

Partnerships, Estates, and Trusts 14-1 (2010).

- 26) 信託受益権が収益受益権と元本受益権に分割されている場合の減価償却費の検討については、松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信研109頁(2007)。
- 27) 劣後受益権留保の会計処理とリスクの尺度については、大雄 智「信託を利用した不動産証券化の会計問題 リスク・経済価値アプローチの再検討」企会59巻10号42頁(2007・中央経済社)参照。
- 28) イギリスの信託税制について詳細に検討しているものとして、占部裕典前掲書(『信託課税法』)179～342頁。イギリスの信託法については、G. W. キートン, L. A. シェリダン著, 海原文雄, 中野正敏監訳, 日本信託銀行信託法研究会訳『イギリス信託法』1章～12章(1988・有斐閣)参照。
- 29) 昭和27年12月31日以前に取得した, 山林, 譲渡資産については, 措法31の4昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は, その収入金額の5パーセントに相当する金額による。
ただし, その譲渡収入金額の5パーセント相当額が実際の取得費よりも少ないことが証明された場合には, 実際の取得費によることになる(措法31の4)。
- 30) 文理解釈と目的解釈についての詳細な論文として, 占部裕典, 租税法における文理解釈の意義と内容「税法」563号75～104頁(2010・税法研究所)。田中治, 税法の解釈における規定の趣旨目的の意義「税法」563号215～232頁(2010・税法研究所)。
- 31) 文理解釈と目的解釈の例示として, みなし配当の場合の源泉徴収義務の問題がある。配当所得についてはその支払者が支払いの際, 源泉所得税を徴収すべきこととされているが, 所得税法181条において, 所得税法24条の配当のみが規定されており, みなし配当は列挙されていない。しかし, 一般的には, みなし配当の場合にも, 源泉徴収すべきであるとされている。文理解釈すれば, みなし配当は含まれないが, 目的解釈すれば, みなし配当も含まれると解される。
- 32) 元本と収益については, 海原文雄「信託における収益と元本の配分」信託99号3頁以下(1974・信託協会)。収益受益権と元本受益権の間の公平取扱いについては, 能見善久『現代信託法』90頁(2004・有斐閣)。
- 33) 青木ほか・前掲書294頁。
- 34) みなし受益者の範囲については, 通達で明らかにされている。信託の変更する権限を現に有している次の者である。
残余財産帰属権利者(所基通13 7)(法基通14 4 7)
信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている委託者(所基通13 8)
残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定に関する定めがない場合の委託者(所基通13 8)(法基通14 4 8)
信託行為の定めにより残余財産受益者若しくは帰属権利者として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合の委託者(所基通13 8)(法基通14 4 8)
- 35) 質的分割信託の評価方法の問題について詳細に検討したのもとして, 佐藤英明『信託と

信託課税における所得計算ルールの課題と理論的検討（喜多）

課税』252～259頁（2000・弘文堂）。

- 36) 佐藤英明「信託留保保有所得課税の立法的検討」信研23号29～48頁（1999）参照。
- 37) 所得税基本通達（信託の受益者としての権利の譲渡等）
13 6 受益者等課税信託の受益者がその有する権利の譲渡又は取得が行われた場合には、その権利の目的となっている信託財産に属する資産及び負債が譲渡又は取得されたこととなることに留意する。（平19課個2 11，課資3 1，課法9 5，課審4 26追加）
- 38) 所得税基本通達 13 5 委託者と受益者がそれぞれであり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託においては、次に掲げる移転は受益者である委託者にとって資産の譲渡又は資産の取得には該当しないことに留意する。（平19課個2 11，課資3 1，課法9 5，課審4 26追加）
(1) 信託行為に基づき信託した資産の当該委託者から当該信託の受託者への移転
(2) 信託の終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の当該受託者から当該受益者への移転
(注) これらの移転があった場合における当該資産（当該信託の期間中に信託財産に属することとなった資産を除く。）の取得の日は、当該委託者が当該資産を取得した日となる。
- 39) 信託の会計処理に関する実務上の取扱い Q3 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託の会計処理，参照。
- 40) 毎年の配当100万円×
(0.998 + 0.995 + 0.985 + 0.980 + 0.975 + 0.971 + 0.901 + 0.888 + 0.875 + 0.862 + 0.849 + 0.836 + 0.824 + 0.812 + 0.800 + 0.788 + 0.776 + 0.765 + 0.754 + 0.742) =
17,376,000円
元本受益権については，
3,000万円×0.742 = 22,260,000円
3,000万円 - 17,376,000 = 12,624,000円
の金額となる
貸借対照表には信託財産3,500万円が計上されている。3,500万円を収益受益権と元本受益権に按分する。
 $3,500万円 \times \frac{17,376,000}{30,000,000} = 20,272,000円$ （収益受益権）
 $3,500万円 \times \frac{12,624,000}{30,000,000} = 14,728,000円$ （元本受益権）
- 41) 新信託法においては、信託の終了（信託法 163～174）は、信託終了後の信託債務に係る債務の弁済等を行い、受益者等に対する残余財産の給付を行って結了するに至る手続きを信託の清算（信法 175～184）として規定されている。本稿における終了とは、信託法の終了と清算の一連の手続きをいう。
- 42) 残余財産の帰属順位は 残余財産受益者 帰属権利者 残余財産受益者及び帰属権利者がいない場合には、委託者またはその相続人 ~ の者が存在しない場合は清算受託者，と規定されている（信法 182）。信託の清算については新井誠編『コン

メンタル信託法』第2節信託の清算, 金久直樹463~481頁。

- 43) 受益権の性質については従来から学説が分かれている。債権説, 物権説, 及び信託法によって規定された(特別な)債権とする説等がある。受益権の性質について詳細に検討しているものとして, 新井誠『信託法』2章信託の基本構造39~75頁(2008・有斐閣)。
- 44) 旧信託法では信託財産の破産は認められていなかったが, 新たな信託類型として限定責任信託を創設し, 信託財産のみを責任財産とする信託債権が認められたことを契機として, 信託財産に係る法的倒産処理手続きの整備の必要性が検討された。新井誠前掲書『信託法』392頁参照。
- 45) 金融資産会計基準において, 債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において, 取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは, (償却原価法(償却原価法とは, 金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において, 当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお, この場合, 当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する)により加減すると規定している。
- 46) 個人及び法人のいずれにおいても受益者等課税信託の場合, 信託から生じる損失については, 一定の金額しか損失として計上できないが法人課税信託の場合はこの規定の適用から除外される(措法67の12)。
- 47) 資産課税課情報第14号平成19年7月4日国税庁資産課税課。
- 48) 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律68条により, 信託財産の破産に関する特則が破産法244条の2以下に設けられている。
- 49) あるべき収益受益権と元本受益権の評価方法について言及しているものとして佐藤英明前掲書(『信託と課税』)271頁。